

F Xダイレクトプラス取引規定 新旧対照表

改正前	改正後
<p><b>F Xダイレクトプラス取引規定</b></p>	<p><b>F Xダイレクトプラス取引規定</b></p>
<p>第1条(本規定の適用等) (略)</p>	<p>第1条(本規定の適用等) (略)</p>
<p>第2条(本商品の定義) (追加)</p> <p><u>本商品は別途「F Xダイレクトプラス取引要綱」(以下、「取引要綱」という)に定める取扱通貨ペアを同要綱に定める証拠金率により取引できるものとし、最終決済方法は、約款第2条に定める「差金決済」または「受渡決済」によるものとします。</u></p> <p><u>2. 最終決済指定の締切時限は、約款第2条第1項第3号に定めるところに従います。</u></p>	<p>第2条(本商品の定義)</p> <p><u>本商品は、約款および「店頭外国為替証拠金取引説明書」ならびに別途規定する「F Xダイレクトプラス取引要綱」(以下、「取引要綱」という)に規定された方法に従い、当社とお客さまとの相対で行う店頭外国為替証拠金取引をいいます。</u></p> <p><u>2. 本商品は、取引要綱に定める取扱通貨ペアを同要綱に定める証拠金率により取引できるものとし、最終決済方法は、約款第2条に定める「差金決済」または「受渡決済」によるものとします。</u></p> <p><u>3. 最終決済指定の締切時限は、約款第2条第1項第3号に定めるところに従うものとします。</u></p>
<p>第3条 (ロールオーバー損益の清算)</p> <p><u>約款第3条に規定のロールオーバー取引の約定日は、当初取引の決済日(当初取引以降においては、その更新されたロールオーバー取引による更新後の新決済日)の前営業日(ただし、米ドル/カナダの場合は、当初取引の決済日(当初取引以降においては、その更新されたロールオーバー取引による更新後の新決済日))とします。また、当該取引の結果生じたスワップポイントの損益(ロールオーバー損益)は、決済日の都度、お客さまの取引口座への入出金記帳により清算するものとします。</u></p> <p><u>2. 前項のロールオーバー取引の決済日は、ロールオーバー取引の対象となる通貨ペアの決済場所での銀行休日および/または米国東部の銀行休日を勘案し決定されますが、これらの銀行休日は変更となる場合があり、かかる場合には、ロールオーバー取引の約定日も変更されることがあります。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

第4条(取引時間)

取引時間は、当社が「取引要綱」に定める各営業日の取引時間内とします。

2. 当社は、政治・経済情勢や市場慣行等の変化に伴い取引時間を変更できるものとします。

第5条(注文数量)

(略)

第6条(建玉の保有制限)

(略)

第7条(証拠金の受入・支払)

(略)

第8条(取引報告書等)

(略)

第9条(取引規定の変更通知)

(略)

第10条(遅延損害金の料率)

(略)

発効日 2012年06月25日

改定日 2012年10月1日

(追加)

以上

第3条(取引時間)

取引時間は、当社が「取引要綱」に定める各営業日の取引時間内とします。

2. 当社は約款第12条に定める事由により、その裁量で取引時間を変更できるものとします。

第4条(注文数量)

(略)

第5条(建玉の保有制限)

(略)

第6条(証拠金の受入・支払)

(略)

第7条(取引報告書等)

(略)

第8条(取引規定の変更通知)

(略)

第9条(遅延損害金の料率)

(略)

発効日 2012年06月25日

改定日 2012年10月1日

改定日 2013年1月21日

以上